

大和市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大和市地域公共交通協議会規約第11条の規定に基づき、大和市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の資料作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大和市の地域公共交通所管課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、大和市の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 各種申請、届出等事務手続きに関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

(文書の取り扱い)

第5条 事務局における文書の取扱いは、大和市の相当規定の例によるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月2日から施行する。